

Title	連合国ラインラント占領をめぐるイギリス外交、一九二四―一九二七年
Sub Title	Britain and the allied occupation of the Rhineland, 1924-1927
Author	藤山, 一樹(Fujiyama, Kazuki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2016
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.109, (2016. 6) ,p.235- 265
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20160615-0235

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

連合国ラインラント占領をめぐるイギリス外交、 一九二四—一九二七年

藤 山 一 樹

- 一 はじめに
- 二 ロカルノ条約成立以前の占領政策——一時的静観
- 三 ロカルノ条約の成立と占領政策——ケルン地域からの撤退へ
- 四 ロカルノ条約成立後の占領政策——占領軍削減問題の解決
- 五 おわりに

一 はじめに

第一次世界大戦後、一九一九年六月二八日に締結されたヴェルサイユ条約の第四二八―三二一条は、連合国がドイツによる同条約履行の「保証 (guarantee)」として、ライン川およびドイツ西部国境に挟まれた一帯、いわゆるライントを一五年間占領すると規定していた。連合国は一九年のパリ講和会議において、戦後のドイツが二度とヨーロッパの覇権を握ることのないよう軍事的かつ経済的にドイツの抑え込みを図り、かかる連合国の意図は講和条約中の軍縮および賠償条項に結実した。そして期限付きの保障占領という形で、これらドイツの義務に対する担保として設定されたのがラインラント占領であった。⁽¹⁾ 占領地域は北からケルン・コブレンツ・マインツの各都市を中心に三分割され、ドイツが条約を「誠実に (faithfully)」履行していると連合国が認めた際には、北部 (ケルン地域) から五年ごとに占領軍が撤退し、三五年にラインラント占領は完全に解除されることになっていた。⁽²⁾

連合国の占領には、敗戦国ドイツの軍事的台頭を防止するというヨーロッパ安全保障上の意義も少なからず存在した。まず、戦闘が終結したにもかかわらず戦勝国の軍隊が敗戦国内に留まること自体、勝者の優越を前提とした敗者の封じ込めに等しい行為であった。これに加えて、ラインラントは古来より中欧における要衝であり、一八七〇年の普仏戦争でも一九一四年の第一次大戦でもドイツが西方攻撃の拠点とした場所であった。それゆえラインラントを占領する連合軍は、ドイツの再侵略を阻止するという戦勝国の意思を体現する存在であったと考えられる。⁽³⁾ しかし同時に保障占領という国際法の性格上、ドイツがヴェルサイユ条約を誠実に履行していれば、連合国はいかにドイツの軍事的復活が恐ろしかろうと、原則としてラインラントから五年ごとに撤退しなければならなかった。

対独講和の直後からイギリス政府内には対独「宥和 (appeasement)」⁽⁴⁾、すなわちドイツの要求に沿ったヴェルサイユ

条約の修正を望む声は小さくなかったが、一九二〇年代前半にそうした傾向がイギリスの政策として実行されることはほとんどなかった。軍縮および賠償条項が執行され始めたばかりの段階で、ドイツによる条約履行の保証であった占領を縮小するのは実現の困難な政策であった。また二一年一月に外務事務次官クロウ (Sir E. Crowe) が述べたように、ヴェルサイユ条約が発効して間もない当時、英仏協調に基づく条約の強制はイギリスにとっての重要な外交原則であった。⁽⁶⁾ 二〇年代前半のイギリスは、安全保障上の要請からドイツの厳格な条約履行を望むフランスほどではないにせよ、ヴェルサイユ条約の規定に従っていたのである。⁽⁷⁾

結果として一九二〇年代前半の連合国のドイツ政策はヴェルサイユ条約の履行「強制 (enforcement)」を基調とし、ラインラントの占領体制が大幅に緩和されることはなかった。この時期たびたび開かれた連合国首脳会談では、実行可能な賠償支払い計画をいかに形成するかが議題の中心となった。⁽⁸⁾ またベルリンにはドイツの軍縮義務を監督ならびに検証する連合国軍事監督委員会 (Inter-Allied Military Commission of Control、以下IMCC) が設立され、兵器や装備品を中心にドイツの武装解除が着々と進められた。⁽⁹⁾

ところが一九二〇年代も後半に入ると、連合国の占領政策には対独宥和の色彩が強く表れるようになる。二五年二月、連合国はドイツの軍縮違反にもかかわらずケルン地域の占領解除を開始し、二七年八月には一万人規模の占領軍削減を決定した。⁽¹⁰⁾ 歴史家はこれまで、特に二〇年代後半を扱う通史的研究の中で、連合国の対独宥和に指導的役割を果たしたのがイギリスであることを示してきた。⁽¹¹⁾ だがこれらの研究は、限られた紙幅でフランスやドイツを含めつつ戦間期ヨーロッパ外交を概観するという性質上、イギリスの占領政策をその決定過程に分け入って実証しているわけではない。では二〇年代後半のイギリスは、いかにして占領軍の削減を政策として打ち出すようになったのだろうか。

第一次大戦後のラインラント占領をめぐるイギリス外交については、オリオダン (Elspeth O'Riordan) の優れた研

究が存在する。外務省文書を中心に大量の一次史料を分析した彼女の研究には、イギリスがヴェルサイユ条約の発効直後より消極的なながらも占領への関与を続けた経緯が詳細に描かれている。⁽¹²⁾しかしながら、オリオダンの研究は一九二三―二四年のルール危機とその解決までを対象としており、二〇年代後半のイギリスの占領政策に関しては研究上の空白が依然として埋められていない。

もともと、一九二〇年代後半のイギリスの大陸政策全般を実証する研究は複数存在し、これらの研究が同時期の占領政策について有益な示唆を与えてくれる。連合国が占領の緩和を相次いで決定した二〇年代後半、イギリスではボールドウィン (Stanley Baldwin) 率いる保守党が政権を担当し、外相にはベテランの下院議員で閣僚経験も多いチェンバレン (Sir Austen Chamberlain) が就任しつつあった。グレイソン (Richard S. Grayson) やローズ (Patrick O. Cohrs) マッカーチャー (B.J.C. McKercher) とつた歴史家は後に詳述する西欧安保協定、いわゆるロカルノ条約の成立におけるチェンバレンの貢献に注目し、以下のように論じている。イギリスはチェンバレンの構想に沿ってヨーロッパに大国協調を復活させることに成功し、その枠組みを補強するための手段が対独宥和政策であった、と。⁽¹³⁾

しかし対外政策というものは、外相個人のイニシアチブだけでは説明しきれないであろう。確かに第二次ボールドウィン内閣では外交問題に関してチェンバレン外相が多大な影響力を発揮したが、⁽¹⁴⁾それでも政策決定の最終的権限は内閣全体に存し、対外政策の立案は外務省が問題に応じて他省と連絡を取りながら進める場合が多かった。⁽¹⁵⁾本稿の扱う占領問題は、ヴェルサイユ条約を含むドイツ政策全般を統括した外務省のみならず、ラインラントに兵員を派遣し、フランス・ベルギー当局と占領軍を共同運営する陸軍省の関心事でもあった。

そこで本稿は、チェンバレン外相のみならず外務省および陸軍省に分析の射程を拡大し、一九二〇年代中盤のヨーロッパ国際環境の変化、ならびにイギリス主要政策決定者の対外認識に着目することで、二〇年代後半のイギリスの占領政策が対独宥和へ傾斜していった過程を明らかにする。

二 ロカルノ条約成立以前の占領政策——一時的静観

イギリスに第二次ボールドウィン内閣が発足した一九二四年一月、ヨーロッパ情勢は大戦終結から五年を経てもなお流動的で、中でも仏独関係は不安定な状態にあった。戦後長らくヨーロッパ国際関係の火種となってきたのは、賠償問題である。二一年四月、ドイツの賠償総額は一三二〇億金マルクに決定したが、天文学的数字とも言われる賠償支払いの負担は、戦後の混乱から立ち直っていない敗戦国に重くのしかかった。ドイツは連合国に賠償支払いの猶予をくり返し願ひ出たが、二三年一月、フランスとベルギーはドイツの債務不履行に対する制裁としてルール地方の占領に踏み切る。泥沼化した賠償問題は、ボールドウィン政権発足直前の二四年八月によく沈静した。英米の金融専門家による賠償支払い額緩和の勧告、いわゆる「ドーズ案」がロンドンで正式に採択され、ルール占領にも終結の目的が立つこととなった。⁽¹⁶⁾

一方、安全保障をめぐる未だヨーロッパに暗雲がたれ込めていた。休戦協定の締結から一九二〇年代初頭にかけて、連合国はドイツの大幅な武装解除に成功していた。一四年夏の西方侵攻に一五〇万人以上の兵士を投入したドイツであったが、戦後はその一割にも満たない一〇万人規模の軍隊に制限された。参謀本部も徴兵制も廃止され、何万という数の大砲や迫撃砲、機関銃が没収もしくは解体された。二二年夏までには連合国によって重火器や要塞の大半が取り除かれ、共和国軍 (Reichswehr) の軍勢力はほとんど自衛のためにしか使い得ないほど抑制されていたのである。⁽¹⁷⁾ それでもIMCCが二四年九月から全面査察を実施したところ、警察の再編や軍用物資の廃棄に関する違反が発見された。⁽¹⁸⁾ 過去半世紀の間に二度もドイツから侵略を受けたフランスは対独安全保障に満足できず、時のエリオ (Édouard Herriot) 政権は「ジュネーヴ議定書」と呼ばれる国際連盟強化策を推進することでその目標を達成しようと

していた。⁽¹⁹⁾

つまり一九二四年末のヨーロッパには、経済領域において戦勝国と敗戦国の関係に雪解けの季節が到来していたものの、安全保障の領域では大国協調を基礎づける「ドーズ案」のような国際的枠組みが不在であった。かかるヨーロッパ情勢について、当時のイギリス政府内ではどのように認識されていたのだろうか。

陸軍省は、ドイツの些細だが多岐にわたる軍縮違反がIMCCから報告される中、ヨーロッパにおける中長期的な不安定要素の一つとしてドイツの動向を注視していた。そもそも一九二四年末、ドイツの軍事力は全体として弱体化したままであった。IMCCのイギリス代表ウォーカー (Arthur Wauchope) が陸軍省に報告したように、ドイツは「現在十分に武装解除され」、大国間戦争に打って出るだけの能力を欠いていたのである。⁽²⁰⁾ しかし査察の途中経過からは、ドイツきつての軍需産業であるクルップ社が、大砲を製造するプラントをエッセンに保有していることなどが明らかとなっていた。イギリス陸軍の頭脳に当たり、作戦行動の策定ならびに情報収集を行う参謀本部 (General Staff) は、ドイツ民間の重工業が兵器製造を本格的に開始すれば、「科学を身につけた未開人」の集まりであるドイツは再び勢力拡張に乗り出すのではないかと考えていた。⁽²¹⁾

イギリス陸軍の最高意思決定機関である陸軍評議会 (Army Council) も、参謀本部の見解に異論はなかった。陸軍省は一九二四年一月と二月の二度にわたり、この先五年の間にドイツがヨーロッパの平和を危険にさらす蓋然性が今まで以上に高くなる、と外務省に示唆している。そしてイギリス軍がラインラントに駐留していることの論理的帰結として、「ドイツの対外侵略という——引用者註」非常事態に備え、わが軍の増派計画を考慮しておくべきであろう」とも論じた。⁽²²⁾

かくしてポールドウィン内閣発足直後の陸軍省は、いつとは断定できないにせよドイツがヨーロッパの平和を揺るがす事態を予期し、その場合に周辺国の被害を最小化する手段としてラインラント占領を正当化していた。陸軍省の

占領に対する支持は、覇権への道を歩み出すかもしれないドイツへの用心に根差していたといえる。一九二四年末、ドイツの軍事力は依然として大陸の脅威とはいえない程度にまで縮小していたが、IMCCの査察によってドイツの軍縮違反が目につく状況に置かれた陸軍省は、ドイツの軍備増大がヨーロッパの安定に与える中長期的影響を懸念しないわけにはいかなかった。

一方、外務省の対外認識は陸軍省といささか異なるものであった。一九二五年一月二二日、外務省ではイギリスの大陸政策を検討すべく、チェンバレン外相のもとにクロウ外務事務次官、政務次官マクニール (Ronald McNeill, later 1st Baron Cushenden)、歴史顧問ヘッドラム・モーリー (James Headlam-Morley)、ドイツ問題を担当する中欧局からニコルソン (Harold Nicolson) といった主要スタッフが一堂に会した。⁽²³⁾ その結果、省内にはヨーロッパの現況に関する以下のような共通認識が生まれることとなった。

ドイツはヴェルサイユ条約の下で強制された領土や軍備の喪失に憤慨する一方、フランスはヴェルサイユ条約によって獲得した安全が十分でないと不安を抱き、両国が互いに不信任を募らせる悪循環に陥っている。ドイツはその豊富な人口および天然資源に鑑みれば、いずれはヨーロッパの一大軍事勢力へと成長し、一九一九年の講和で失った東欧の領土を奪回することも予想されるが、目下のところ大胆な攻撃的行動に走る能力を有してはいない。ところが、半世紀の間に二度もドイツに侵略されたフランスは隣国に怯えきっており、この対独恐怖が鎮められない限り、フランスはその場しのぎの軍事行動に出ないとも限らない。⁽²⁴⁾

すなわち、チェンバレンと外務省にとってヨーロッパの安定を揺るがす危険がより高いのは、ドイツの侵略を恐れるあまりルール占領のような一方的政策に走りかねないフランスの方であり、武装解除されたドイツは差し迫った軍事的脅威と認められていなかった。こうした外務省の認識は、陸軍省の警告に示された彼らの反応によく表れている。ドイツによる侵略の可能性を閑却すべきでない、という一九二四年一二月の陸軍省の主張について、外務省中欧局長

ランプソン (Miles Lampson) は「ばかげた手紙」だと冷淡に書き留めた⁽²⁶⁾。クロウ外務事務次官もこれに同意し、陸軍省の見解がフランスに洩れ伝わることで、対独戦に備えた軍事協議の必要性が英仏間の検討課題にならぬよう注意せねばならない、と述べた⁽²⁶⁾。ボールドウィン内閣の発足当初より、外務省の対独不信は陸軍省に比べると相対的に弱かったといえる。

しかしそうかといって、外務省はドイツがヨーロッパの安定要因であると安心しきっていたわけでもなかった。

チェンバレン外相は一九二四年一二月、国際連盟理事会に出席するため赴いたローマの地で、フランスとベルギーの代表が安全保障上の不安を揃って口にするのを聞いた⁽²⁷⁾。これら大陸諸国が恐れていたのは、ヴェルサイユ条約の雪辱を期するドイツの復讐戦であった。また、外務省には大使館経由で連合国に対するドイツ政府の不満が度々もたらされたが、軍縮義務に背きながら連合国の悪意ばかりを指摘するドイツの態度に、省内では少なからぬ苛立ちが生じていた⁽²⁸⁾。戦後の現状をなかなか受け入れようとせず、隣国に侵略の恐怖を呼び起こすドイツを、外務省は信頼に足る大
国協調の一員とまでは見なせずにいた。

こうして外務省と陸軍省に対独認識の温度差が見られる中、発足したばかりのボールドウィン内閣はラインラント占領をめぐる対応を迫られることになった。一九二五年一月一〇日、連合軍はヴェルサイユ条約第四二九条に従ってラインラント北部のケルン地域から撤退する予定であったが、そのためにはドイツが同条約を「誠実に」履行している旨、連合国が認定しなければならなかった。フランスの立場は明確で、対独安全保障の観点からケルン撤退には応じられない、というものであった。二四年一二月五日、英仏外相会談においてフランスの首相兼外相エリオはチェンバレンに、ドイツの軍縮違反は一つ一つは些末ながらも総体として莫大であり、これを放置すればヨーロッパに戦争のリスクを高めるため、ドイツをヴェルサイユ条約の軍縮規定に厳格に従わせるまで連合軍はケルン地域から撤退すべきでない、と申し入れていた⁽²⁹⁾。

イギリスは占領問題をめぐって一時的に静観する立場を採った。チェンバレンはエリオに対し、連合国は直ちにケルン撤退の拒絶を発表するのではなく、まずはIMCCの最終報告が発表されるのを待ち、連合軍の進退について結論を出すのはその後にすべきだと返答している。⁽³⁰⁾ 二月一七日の閣議でもチェンバレンは、ドイツの軍備に対するIMCCの査察が終了するまで、連合国はケルン地域の占領を継続すべきかについて決定を下せない、と指摘した。内閣は同日、IMCCの最終報告が発表されるまでケルン地域からの連合軍撤退を延期する、というチェンバレンの提案をイギリス政府の正式な方針として承認した。⁽³¹⁾ イギリスはこの時、占領そのものの必要性を認めてケルン撤退に反対したのではなく、ドイツがヴェルサイユ条約を「誠実に」履行しているか判断できないため、当座の措置として占領に関する決定を先送りしたのであった。

一九二五年一月五日、連合国はケルン地域の占領を続行する旨、駐独イギリス大使ダバノン (1st Baron D'Abernon) を通じてドイツ政府に通達した。⁽³²⁾ まもなくドイツの軍備一斉査察を終えたIMCCは、その結果を一六〇頁に及ぶ報告書にまとめ上げた。そこでIMCCの出した結論とは、ヒト（警察官の過剰雇用や違法な軍事教練の実施等）およびモノ（禁止されている装備の製造・輸入等）の両面においてドイツの軍縮違反は明らかである一方、その数と範囲があまりに広範囲にわたるため、ドイツが特に重要とみられる項目で履行の意思を示した際には、連合国は他の点について何らかの譲歩に応じることが望ましい、というものだった。⁽³³⁾ こうしたIMCCの勧告を受け、連合国は六月四日、ケルン地域の占領解除の条件として主要「一二項目」の是正をドイツに要求した。⁽³⁴⁾

三 ロカルノ条約の成立と占領政策——ケルン地域からの撤退へ

一九二五年一〇月一日、マジョーレ湖畔を望むスイス有数の保養地ロカルノで、ヨーロッパ安全保障に関する七つの条約が仮調印された。その中核を成す「ライン条約」において、ドイツは西の隣国フランスおよびベルギーと相互不可侵を誓約し、ヴェルサイユ条約で定められた西欧の現状、すなわち上記三カ国共通の国境ならびにラインラントの非武装化を保障した。これらの「明白な (flagrant)」侵犯に対しては、国際連盟理事会の制裁を待つ間、イギリスとイタリアが被害を受けた締約国に必要な援助を与えることも規定された。同時にドイツは東の隣国ポーランドおよびチェコスロヴァキアとも仲裁裁判条約を結ぶことで、東欧においても紛争の平和的解決への意欲を明らかにした。そして二六年九月、ロカルノでの合意に基づき、ドイツは常任理事国として国際連盟に加入した。⁽³⁵⁾

一九一九年のパリにおける講和が連合国とドイツの戦闘状態を法的に終結させたとすれば、ロカルノで行われたのは旧交戦国が信頼に基づく持続的な関係を築くための政治的和解の試みであつた。⁽³⁶⁾ 大戦後のドイツ政府はヴェルサイユ条約の正当性に異議を唱えてきたが、ロカルノでのドイツは敗戦で失った領土を武力によって回復することはないと約束し、戦勝国は敗戦国の平和的意志を改めて承認したのである。⁽³⁷⁾ また常任理事国として国際連盟に加入することで、ドイツは世界平和に貢献するという大国としての責任をも引き受けた。ドイツの連盟参加は、戦勝国による敗戦国の国際社会への再統合を意味していた。二五年後半から二六年にかけて、ヨーロッパ外交の文脈は対立から協調へ変化しつつあつたといえる。⁽³⁸⁾

それではロカルノ条約によるヨーロッパの相対的安定化は、イギリスの占領政策にいかなる影響を与えたのだろうか。一九二五年一〇月以降、チェンバレン外相と外務省はドイツの要求に沿ったヴェルサイユ条約の修正を本格的に

追求していくことになる。ヨーロッパに敗戦国ドイツを一員とする大国協調の体系を確立しようとしたチェンバレンは、軍縮や占領といったヴェルサイユ条約の諸規定を通じてドイツの主権が制限されたままでは、いつまで経っても永続的平和が訪れないと考えたのだ。すでに八月上旬、チェンバレンはロンドンを訪れたフランス外相ブリアン(Aristide Briand)との会談で、これからドイツと調印する取決め、すなわちロカルノ条約を新たなヴェルサイユ条約ではなく、「対等な国家間の相互的かつ自発的な合意」にすることで一致していた。⁽³⁹⁾

彼が大陸政策の指針としたのは、約百年前にウィーン会議でヨーロッパ秩序の再建に尽力したイギリス外相カースルレイ(Viscount Castlereagh)であった。一九二五年二月、外務省歴史顧問のヘッドラム・モリーは覚書の中で、ナポレオン戦争後の講和における重要な点としてカースルレイら戦勝国の指導者が敗戦国に平等な地位を与え、フランスの大国としての尊厳に配慮したことに言及したが、これを読んでチェンバレンは大いに感銘を受けたと記している。⁽⁴⁰⁾ また彼は五月には、自身の大陸政策が原則としてカースルレイを踏襲したものであり、フランスの対独恐怖が緩和された後にドイツを「欧州協調」に迎え入れる用意があると駐英ドイツ大使に告げている。⁽⁴¹⁾ そしてロカルノ条約が仮調印された後、チェンバレンは、これまで連合国はドイツに講和条約を徹底的に履行させることでヨーロッパの平和を維持しようとしてきたが、今後は連合国とドイツ「双方の和解の意思表示によって」ヨーロッパの平和がより良く保障される、と考えたのであった。⁽⁴²⁾ 勝者が敗者に強制するのではなく、英仏独が対等な立場からヨーロッパの安定に貢献する姿がチェンバレンの思い描く国際秩序であった。

同様の認識は、外務省内にも浸透していた。一九二六年に入ると、ドイツ政策を担当する中欧局とフランスおよびベルギー政策を担当する西方局が、ヨーロッパ情勢に関する覚書をそれぞれチェンバレンに提出したが、いずれもロカルノ条約の締結後にドイツが大国の地位を回復し、西欧では戦勝国と敗戦国の区別が過去のものになりつつある、と分析していた。⁽⁴³⁾ 大国の共同性の中に永続的なヨーロッパ秩序の曙光を見出したチェンバレンと外務省は、ドイツの

弱体化を固定するような強制政策と距離を置くようになった。そして占領問題において、彼らは連合軍を可能な限りラインラントから撤退させようとした。

陸軍省も、ロカルノ会議直後から対独宥和への志向を強める外務省に異を唱えることはなかった。第二次ポールドウィン内閣の発足当初、陸軍省はドイツへの対抗策の一つとして占領を支持していたにもかかわらず、一九二五年一〇月末、チェンバレン外相が旗振り役となり連合国の間でケルン撤退に向けた交渉が始まると、陸軍省はこれを許容したのであった。

占領をめぐる陸軍省の態度が軟化した背景には、ロカルノ条約の締結によって陸軍省のドイツに対する警戒がかなりの程度解かれたことがあったと考えられる。たとえばロカルノ会議が終了してから二週間と経たぬ内に、陸相ワージントン・エヴァンズ (Sir Lanning Worthington-Evans) は「軍事的安全および将来の戦争防止の見地から」ドイツの軍縮違反をもちや重視しない、という参謀本部の方針を外務省に伝えている⁽⁴⁴⁾。ポールドウィン内閣発足当初はドイツの軍事的台頭に注意を払っていた陸軍省が、なぜロカルノ条約の締結でそうした警戒を鎮めることができたのだろうか。

それは陸軍省の安全保障をめぐる根本的関心が、ドイツ一国の潜在的軍事力よりも、イギリスの安全にとって重要な戦略的国境の保障にあったからであろう。確かに一九二四年末の陸軍省はドイツの軍事大国化に不安を抱いていたが、第二節で述べたように、そうした筋書きはいつとは断定できぬ類の中長期的な話であるというのが彼らの認識であった。そしてそのわずか数カ月後の二五年二月末、ワージントン・エヴァンズ陸相はイギリス政府内に、ドイツの侵略が切迫した危険とはいえないことをはっきり認めている。これは参謀本部の意見でもあった⁽⁴⁵⁾。

そして一九二五年二月、IMCCがドイツの軍備に関する最終報告を提出すると、ワージントン・エヴァンズ陸相は主要閣僚および三軍指導層が防衛政策に関して意見調整を行う帝国防衛委員会において、近年の航空技術の発達に

伴い、英仏海峡の対岸に広がる低地諸国とフランス、そしてラインラントが対英爆撃基地に利用されないことがイギリスの安全にとって何より不可欠だと強調した。⁽⁴⁶⁾ 七月には参謀総長カヴァン (John E. Cavan) が、ドイツを含めた主要大国によって西欧の現状維持が誓約されれば、その協定は大陸における戦争の危険を抑制し、イギリスの安全を高めるであろうと論じている。⁽⁴⁷⁾ こうしてみると、ドイツの潜在的軍事力に対する陸軍省の不安は、IMCCの査察を通じてドイツの軍縮違反が一気に表面化したことへの一時的反応であったと捉えるのが適切と思われる。

つまり一九二五年春にドイツの軍縮問題が一旦落ち着き、その後安保協定交渉が本格化するにつれ、陸軍省はドイツの軍事力よりも同国の対外行動の方を懸念し、西欧の現状に対する (ドイツを含めた) 関係国の同意確保を重視するようになっていた。それゆえ二五年一〇月のロカルノでドイツが仏白両国との国境およびラインラントの非武装化を保障すると、陸軍省はドイツに対する警戒をひとまず緩和できたのであった。⁽⁴⁸⁾ ロカルノ条約の成立を境に、陸軍省の認識から軍事的脅威としてのドイツが後退したことで、彼らはラインラント占領を支持する中核的根拠を失うことになった。

ロカルノ条約の仮調印後、チェンバレンはさっそく占領問題において対独宥和を実践した。一九二五年一月以来延期されてきたケルン地域の占領解除を、ロカルノ条約の本調印式がロンドンで行われる同年二月一日に開始すべく、チェンバレンはブリアン仏外相の説得に動いたのである。⁽⁴⁹⁾ ドイツの侵略に対するイギリスのコミットメントを獲得したブリアンは、仏独関係の改善に前向きであった。それでも、ケルン地域に駐留する約一万人のフランス兵を本国に帰還させるのに、二月一日の撤退開始はあまりに突然の話である、ブリアンの反応は消極的であった。⁽⁵⁰⁾ しかしチェンバレンは引き下がらなかった。ヴェルサイユ条約の中でもドイツ封じ込めの性格が強いラインラント占領をロカルノ条約の本調印と併せて縮小することで、ドイツを含めた大国協調の復活を内外に印象づける。こうした「政治的效果」を今は優先すべき、とチェンバレンは駐仏大使クルー (1st Marquess of Crewe) を通じてブリアンに申し入

れた。⁽⁵¹⁾ブリアンはこれを受け、イギリスがロカルノ条約本調印式の主催国である点を尊重し、一月一日のケルン撤退開始を承諾した。⁽⁵²⁾

一九二五年二月一日、イギリス外務省内の一室でロカルノ条約の本調印式が執り行われる中、ケルン地域からの連合軍撤退は開始された。ドイツが軍縮に関する一二項目を履行するのを見届けることなく、連合国はイギリスの主導で占領の緩和に動いたのであった。

四 ロカルノ条約成立後の占領政策——占領軍削減問題の解決

一九二六年一月末にケルン地域からの撤退が完了した後、占領をめぐるヨーロッパ外交の争点は、コブレンツおよびマインツ両地区に残留する連合軍の縮小へと移った。二五年一月一日、連合国はドイツに対し、ラインラントに駐留する兵員を「友好と信頼の精神」から「相当程度 (considerably)」削減する、と通告していた。⁽⁵³⁾ロカルノにおいて武力による現状修正の可能性を退けたドイツへの報奨として、連合国はヴェルサイユ条約の規定とは別に、つまりドイツの条約履行と関係なく占領軍の人員削減を約束したのである。⁽⁵⁴⁾しかし縮小の規模や具体的日程に関する決定は連合国の裁量次第であったから、イギリスは共同占領国であり最大人数をラインラントに派兵するフランスと削減の詳細について合意しなければならなかった。

ところが占領軍削減問題をめぐって、ヨーロッパ外交はしばしば停滞を余儀なくされる。ドイツが占領体制の早急な緩和を要求する一方、フランスが同問題への取組みを回避したからである。一九二六年六月末、ドイツ外相シュトレーゼマン (Gustav Stresemann) は議会の外交問題委員会⁽⁵⁵⁾でこう主張した。賠償金に関するドーズ案およびロカルノ条約の批准を通じ、ドイツは連合国に国際協調と平和への意志を明らかにしてきた。間もなく実現するであろう国際

連盟への加入（二六年九月の連盟総会にて承認⁽⁵⁶⁾）により、ドイツのそうした姿勢はさらに強化されるのだから、連合国防が占領軍の削減にためらう理由はない、と。翌二七年一月にはドイツでマルクス（Wilhelm Marx）を首班とする新内閣が発足し、ヴェルサイユ条約のみならずヴァイマルで制定された憲法にも反感を抱く国家人民党が連立の一角を占めた。すると、外相に留任したシュトレーゼマンは依然として英仏との協調を軸に、漸進的に条約修正を成し遂げようとしていたにもかかわらず、新聞ではドイツの一部政治家による強硬な発言が大きく報道されるようになった⁽⁵⁶⁾。

他方、フランスのブリアン外相は占領軍の削減に容易には応じられぬ状況にあった。ドイツ右派勢力の連合国防批判に対抗して仏メデアの一部が対独強硬論に傾いていたのに加え、フランス政府内では占領について、ドイツから経済的もしくは軍事的見返りを得るための貴重な交渉材料とする見解が大勢を占めていた。首相兼蔵相のポワンカレ（Raymond Poincaré）は占領の行方がドイツの条約履行に依存している点を十分承知し、ドーズ案を土台とした賠償総額の再調整が行われるまで、占領が継続されることを望んでいた⁽⁵⁷⁾。外務省でもベルトロ（Philippe Berthelot）やマシグリ（René Masglin）といった主要高官は、ラインラントの非武装化がフランス安全保障の礎石であり、その保全を監視する何らかの恒久的措置が講じられない限り、連合軍の大規模な撤退は認められないと考えていた⁽⁵⁸⁾。一九二五年一月、ケルン撤退とは別に無条件で占領軍を削減するとドイツに約束した連合国であったが、その実現は一年半を過ぎても困難なままであった。

ロカルノ条約の締結以降、大陸政策の軸足を対独宥和に置くようになっていたチェンバレン外相と外務省にとって、完全撤退を視野に入れた占領軍の削減は譲れない一線であった。一九二六年七月にランブソン中欧局長は、占領が今やヨーロッパの「変則的事態（anomaly）」と化したと論じている。彼によれば、前年一〇月のロカルノ条約成立の結果、西欧にはドイツの軍事的台頭に対する効果的な防壁が築かれたのだから、もはや連合国がドイツ領内に兵士を配置しておく必要はないのだった⁽⁵⁹⁾。

チェンバレンもこれに同意し、間もなくドイツが国際連盟に常任理事国として加盟することを考えれば、ロカルノ以降イギリスが追求してきた「和解の政策」の観点からも占領の早期撤退が望まれるのは論を俟たない、と付け加えた。⁽⁶⁰⁾ 一九二六年八月一六日、チェンバレンはクルー駐仏大使に宛てて、九月にドイツが国際連盟に加盟してヨーロッパの和解がさらに進展すれば、占領の存在価値は「地に落ちる (fall to the ground)」ため、占領軍の削減を速やかに推進したい旨、ブリアンに取り次ぐよう書き送った。⁽⁶¹⁾

袋小路に入った占領軍削減問題がにわかに動き始めるのは、一九二七年六月末のことであった。二三日、シュトレゼマン独外相は議会において、自ら申し出た占領軍の削減を実行に移さない連合国を厳しく批判した。彼によると、ある国家の誠実さに一たび疑問が生じれば、同様の不信感はたちまち他国に広がり、国際協調の土台となっている条約の存立まで危ぶまれる。ロカルノ条約の締約国である英仏がラインラントに関して信義を重んじなければ、他の締約国にとってそれは危険な前例になるうのである。シュトレゼマンは演説をこう締めくくった。「講和から八年を経て、ドイツの主権回復が切に望まれるのであります。……ドイツ固有の領土であるラインラントに、平和という正当な権利が与えられんことを！」⁽⁶²⁾ 西欧の現状を基礎づける大国間の信頼に英仏が背けば、ドイツも相應の身振りで応えるとはめかすことで、シュトレゼマンは占領軍の早期削減を連合国に迫っていた。

同じ頃、イギリス下院でも野党が占領問題の停滞をめぐってボールドウィン内閣への批判を強めていた。政府とやりわけ鋭く追及したのは、軍事力を用いてドイツを封じ込める措置に戦後一貫して反対してきた労働党の議員であった。⁽⁶³⁾ 外交官出身で第一次マクドナルド (Ramsay MacDonald) 内閣では外務政務次官を務めたポンソンビ (Arthur Ponsonby) は、政府の占領政策を「非難した。休戦協定から九年近くが過ぎ、ロカルノでは仏独間の友好が固められたものの、何ゆえ連合国はドイツが大戦前に配置していた人数以上の兵士をラインラントに駐留させているのか。政府は一九一四年のような「派閥的同盟 (sectional alliances)」の世界にイギリスを引きずりこもうとしている、

(64)
と。

ドイツをヴェルサイユ条約の桎梏から解放しようとしていたチェンバレンにとって、条約修正に関する連合国の不実を公の場で糾弾されるのは、屈辱に近い出来事であつたろう。一九二七年七月三日、彼は占領軍の削減が「遅れていることにこれまでより一層強い不安を抱いている」と書き留めている⁽⁶⁵⁾。外務事務次官ティレル (Sir William Tyrrell) と二六年一〇月より中欧局長に就任していたサージェント (Orme Sargent) も、占領軍の削減はロカルノ以来イギリスが追求してきた大陸政策の成否を左右する決定的問題の一つであり、その解決にはイギリスの関与が求められているとの意見で一致した⁽⁶⁶⁾。対独宥和を加速せよという内外の圧力に直面した外務省は、いよいよ占領軍削減に向けてフランスの説得に動き出すこととなった。

一九二七年七月一日、サージェント中欧局長は英仏交渉のたたき台となる最初の削減案を起草した（以下「イギリス第一案」と呼ぶ）。同案は、当時七万人に上るラインラント占領軍（この内フランス兵五万六〇〇〇人、イギリス兵七五〇〇人、ベルギー兵六五〇〇人）を、大戦前にドイツ政府が同地域に配置していたのとはほぼ同じ五万六〇〇〇人にまで縮小することを提案していた（フランス兵四万五〇〇〇人、イギリス兵六〇〇〇人、ベルギー兵五〇〇〇人）。イギリス第一案において、フランスの削減人数が一万一〇〇〇人と最も多く、イギリスとベルギーはそれぞれ一五〇〇〇人の削減に抑えられていた⁽⁶⁷⁾。七月二五日、クルー駐仏大使はフランス外務省のレジエ (Alexis Leger) にイギリスの削減案を手交した。パリ近郊のコシユレルで静養していたブリアン仏外相は、外務省に戻るやクルーと面会する。ブリアンは、彼自身に関する限り占領軍の削減に異論はないものの、フランスが英白両国に比べて一〇倍近くも削減せねばならぬとは余りに不釣り合いな要請ではないか、と不満を洩らした⁽⁶⁸⁾。

八月一日、ブリアンはイギリス側に対案を提示する（以下「フランス案」と呼ぶ）。同案によれば、占領軍は現状の七万人から（イギリス第一案より四〇〇〇人多い）六万人規模に再編され、フランスは（イギリス第一案より五〇〇〇人

多い)五万人を引き続きラインラントに駐留させることになっていた。フランス軍部は依然として占領を対独安全保障の主要手段の一つと捉えており、ドイツによる攻勢の際、本国から軍隊が派遣されるまでの間、ライン川の橋頭堡を押さえておくのに最低五万人が必要との判断からであった。⁽⁶⁹⁾フランス案においてフランスは現状から六〇〇〇人しか削減しない代わりに、英白両国にはそれぞれ(イギリス第一案より五〇〇人多い)二〇〇〇人の削減が求められていた。

チェンバレンはブリアンの代案で手を打とうとしていた。一九二五年一月の連合国通告以来、二年近くにわたり占領軍削減交渉に背を向けてきたフランスが、ともかくもドイツとの約束を果たすと前向きになったのである。ヨーロッパ大国協調の確立を目指すチェンバレンであったが、ロカルノ条約とドイツの連盟加盟の後、彼は大陸政策で目立った成果を上げられずにいた。敗戦国ドイツを英仏と対等な大国に回復するには、軍縮のみならず占領に関してもフランスの同意を得た上での対独宥和が不可欠であった。八月一日、チェンバレンは政府内に、早急に占領体制を緩和することが「政治的理由から」最も重要であるという外務省の立場を改めて強調した。⁽⁷⁰⁾

ここで難色を示したのが陸軍省であった。彼らは占領軍削減という外務省の方針自体には反対していなかったが、イギリスの名誉という観点から、外務省が当初提案した以上の撤退をイギリスに要求するフランス案に反対していた。連合軍の構成員としてラインラントに駐留する以上、イギリスは独立した部隊にふさわしい力を有さねばならない、というのである。⁽⁷¹⁾これ以前にも陸軍省は、占領軍全体にイギリス陸軍が占める割合はすでに小さいのだから、さらなるイギリス兵の撤退はイギリスの対外関与をめぐる国際的信頼に疑義を生じさせるのではないかとの不安を表明していた。⁽⁷²⁾要するに陸軍省はイギリスの部分的撤退が同国の威信に与える悪影響を懸念していたのだが、それでは陸軍省がいかなる規模の兵力を「独立した部隊にふさわしい力」と考えていたのかというと、その具体的な数字が明らかにされることはなかった。⁽⁷³⁾

一九二七年八月二五日、ボールドウィン内閣は占領軍削減に関する新たな枠組みを採択した（以下「イギリス第二案」と呼ぶ）。これはラインラントに残す連合軍をフランスの要求通り六万人に規定しながら、フランスの削減数をフランスが提示したよりも多く、またイギリス・ベルギーの分を少なく設定することで、自国の削減を最低限に留めた。フランスおよび陸軍省の双方を満足させる妥協案となっていた。同案の下でフランスが八〇五〇人、イギリスが一〇五〇人、ベルギーが九〇〇人の兵士をラインラントから撤退させ、合計一万人の占領軍削減を実現することで、二五年一月の連合国通告を満たすというのが「イギリス第二案」の趣旨であった。⁽⁷⁴⁾

陸軍省はこの時なぜ一〇五〇人のイギリス軍削減を受け入れたのだろうか。すでに指摘した通り、陸軍省は占領軍削減という外務省の方針そのものには異議を唱えていなかった。ドイツへの警戒が緩和された後、陸軍省は占領の価値をそれまでのように軍事的観点からは正当化できなくなっていたのである。そしてロカルノ後に陸軍省がこだわったのは、イギリスの威信が損なわれない程度の削減数であった。しかし陸軍省が具体的な数字を示さなかったところを見ると、この点について彼らの中に絶対的な基準はなかったであろう。あくまで陸軍省は対独宥和を図る外務省との交渉により、相対的に満足のいく数が得られればよいと考えていたように思われる。事実、八月二五日に採択されたイギリス第二案では、イギリス軍の負う削減負担がそれまでの二つの草案のいずれと比べても抑えられていた。フランスの要求する二〇〇〇人削減が阻止され、且つ外務省が陸軍省の主張に譲歩して一五〇〇人から一〇五〇人へとイギリスの削減人数を修正したのであれば、彼らのいう「名譽」が守られたとして陸軍省が閣議決定に応じたということは十分考えられる。

いずれにせよ、占領軍削減に関するイギリス政府の決定は二五日深夜、仏白両政府にいち早く打電された。⁽⁷⁵⁾翌二六日、フランス政府は長時間に及ぶ閣議の結果、イギリス第二案を受諾することを表明した。⁽⁷⁶⁾ベルギー政府も同日、占領軍削減問題について英仏の決定に従う旨を発表した。⁽⁷⁷⁾一九二七年九月五日、連合国はドイツに対し、一万人規模の

占領軍削減が間もなく開始されると正式に通告する。⁽⁷⁸⁾ 同年一〇月半ばには早くもイギリスが、続いて一一月末にはフランスが削減を完了し、残るベルギーも翌二八年二月までにはイギリス第二案で割り当てられた以上の撤収を行い、⁽⁷⁹⁾ ようやく占領軍削減問題は落着いた。

五 おわりに

一九二〇年代後半、イギリスがラインラント占領の緩和を主導するようになった過程は決して単線的でなく、チェンバレン外相によってのみ決定されたわけでもなかった。イギリスの対独宥和は政策決定者たちの有する対外認識の変化と呼応して、いくつかの曲折を経ながら徐々に政策として形を成していった。第二次ボールドウィン内閣の発足当初、陸軍省は軍縮義務を怠るドイツの潜在的軍勢力を警戒していた。外務省はドイツが武装解除された状態をおおむね維持していると判断していたが、そうかといつて講和条約の取決めに背くドイツを信用することもできずにいた。二四年末、イギリスの占領政策は総じて様子見の域を出ず、対独安全保障上の不安から占領の縮小に反対するフランスの主張もあり、連合軍のケルン撤退は延期された。

一九二五年一〇月、ドイツが西部国境ならびにラインラント非武装化を保障したロカルノ条約の成立は、イギリスの占領政策にとって分水嶺となる。チェンバレンと外務省はそもそもドイツを大陸の深刻な軍事的脅威と認識していなかったが、これを機にドイツを責任ある大国と公に認め、秩序の中に包摂することでヨーロッパの永続的安定を図った。ドイツを大国協調の一員として扱おうとする彼らの目には、敗戦国の占領がロカルノ条約以降のヨーロッパ情勢に合致しない、時代遅れの一方的措置と映るようになっていた。陸軍省はドイツの軍縮問題が一段落すると同国の潜在的軍勢力にはさほど頓着しなくなり、イギリスの戦略的国境であるラインラントが関係国によって保障される

この方を重視するようになった。それゆえドイツが西欧の現状維持にコミットしたロカルノ条約の成立後、陸軍省もまたドイツへの警戒を以前と比べて緩めたのであった。こうして占領政策の進路を対独宥和へと定めたイギリスは、ケルン撤退および一万人の占領軍削減を実現した後、いよいよ占領の完全解除を目指すことになる。

振り返ってみれば、一九一九年のパリ講和会議で生み出された連合国のラインラント占領は、第一次大戦後のヨーロッパに残された数少ない対独均衡手段の一つであった。パリ講和会議の中心的課題が「ドイツ問題」、すなわち敗戦国でありながら豊富な資源と人口に恵まれたドイツをいかに処遇し、ヨーロッパ秩序を安定させるかであったとすれば、占領は賠償・軍縮条項と並び、一九年の時点で連合国が出したドイツ問題への解答であった。三〇年代後半、ラインラント進駐をはじめとするナチス・ドイツの膨張政策によってヨーロッパ秩序がふたたび瓦解していった歴史を知る我々には、一見すると、二〇年代後半の連合国による対独宥和政策が不合理かつ取り返しのつかぬ失敗であったようにも思われる。

しかし一九二〇年代後半のヨーロッパは一九年とも三〇年代後半とも明らかに異なる相貌を呈し、イギリスの政策決定者はそうした時代の変化を多かれ少なかれ察知していた。歴史家によって「相対的安定期」、あるいはそれに準じる言葉で形容されるロカルノ条約後の四年間、ヨーロッパでは和解が進展し、国家の間で大戦の傷がようやく癒え始めていた。敗戦国ドイツは国際社会の一員に復帰し、終戦直後には賠償をめぐる修復不可能とすら見られた仏独間の溝が埋まり始めたのがこの頃であった。英仏独関係の文脈が対立から協調へと移りゆく中、講和条約の厳格な執行よりもその漸進的修正によってヨーロッパに安定をもたらそうとするイギリスの政策は、二〇年代後半という時代ならではのドイツ問題に対する解答であった。

- (1) ヴェルサイユ条約の概要については Alan Sharp, *The Versailles Settlement: Peacemaking After the First World War, 1919-1923*, 2nd ed. (Basingstoke: Palgrave, 2008); Erik Goldstein, "The Versailles System," in *A Companion to International History, 1900-2001*, ed. Gordon Martel (Malden, MA: Blackwell, 2010), pp. 154-65.
- (2) 占領条項の原文は 'United States, Department of State, *The Treaty of Versailles and After: Annotations of the Text of the Treaty* (New York: Greenwood, 1968), pp. 720-25.
- (3) 講和条約の起草時、対独安全保障を意識してラインラント占領の必要性を強く訴えたのは、わずか半世紀の間に二度もドイツの侵略を受けたフランスであった。パリ講和会議では連合軍最高司令官フォッシュ (Ferdinand Foch) およびクレマンソー (Georges Clemenceau) 仏首相の側近タルデュ (André Tardieu) が中心となり、ライン川左岸の中立化 (緩衝国家の設立) とケルン・コブレンツ・マインツ橋頭堡の永久占領を英米に提案したが、民族自決原則および勢力均衡の観点からアメリカのウィルソン (Woodrow Wilson) 大統領とイギリスのロイド・ジョージ (David Lloyd George) 首相はそれぞれ難色を示した。一九一九年三月、英米仏が妥協案として合意に達したのが、期限付き保障占領ならびに非武装化というラインラントの法的枠組みであった。Stephen A. Schuker, "The Rhineland Question: West European Security at the Paris Peace Conference of 1919," in *The Treaty of Versailles: A Reassessment after 75 Years*, eds. Manfred F. Boemeke, Gerald D. Feldman, and Elisabeth Glaser (Cambridge: Cambridge UP, 1998), pp. 275-312. シンメントをぐるフランスの戦後構想については Georges-Henri Soutou, "La France et les Marches de l'Est, 1914-1919," *Revue Historique*, T. 260, Fasc. 2 (1978), pp. 341-88; David Stevenson, *French War Aims Against Germany, 1914-1919* (Oxford: Clarendon, 1982).
- (4) 本稿における「宥和」の定義は、あくまでイギリスが有していた外交上の政策オブションを表したもので、当時の政府に対する道徳的批判はそこに含まれていない。他国との対立が軍事衝突にエスカレートするのを「合理的」交渉によって防ぐ手法は、一九世紀半ば以降のイギリス外交の伝統であった。宥和が道徳的に恥すべき政策と広く捉えられるようになったのは、一九三八年九月のミュンヘン会談および第二次世界大戦を経たのちである。Paul Kennedy, "The Tradition of Appeasement in British Foreign Policy, 1865-1939," in *Strategy and Diplomacy, 1870-1945* (London: Unwin, 1983), pp. 15-39; Paul W. Schroeder, "Munich and the British Tradition," *Historical Journal* 19, no. 1 (1976), pp. 223-43.
- (5) 当時のイギリス閣僚の多くは、敗戦国ドイツを過度に抑え込むことへの違和感に加えて、反戦傾向を強める世論や緊縮財政を主張する大蔵省の圧力もあり、大陸への軍事的関与を極力回避したいというのが本音であった。Cf. Martin Gilbert, *The*

- Roots of Appeasement* (New York: Plume, 1966), pp. 68-104; 大久保明「イギリス外交とヴェルサイユ条約 条約執行をめぐる英仏対立、一九一九—一九二〇年」『法学政治学論究』第九四号(二〇二二年)、二二七—二五七頁。一九二〇年代の陸軍予算は、イギリスは帝国を含め今後一〇年いかなる大戦争にも加わらないという「一〇年ルール」の下、減少の一途をたどった。Michael Howard, *The Continental Commitment: The Dilemma of British Defence Policy in the Era of the Two World Wars* (Harmondsworth, Middlesex: Penguin, 1972), pp. 74-96.
- (6) クロウは続けて「我々および全世界が望むのは平和であり、平和はさしあたり講和条約の執行にかかっている」と書き、当時のイギリス外相カーゾン(1st Marquess Curzon of Kedleston) はイニシヤルを添えてこれを承認した。Documents on *British Foreign Policy, 1919-1939* (以下 DBFP 略記) Ser. I/Vol. 16/Doc. 747, n. 7, minute by Crowe, Nov. 30, 1921.
- (7) その代わりイギリスは、ヴェルサイユ条約で定められた境界を「越えて」占領を拡大しようとするフランスの政策には基本的に反対の立場であり、一九二〇年四月のフランクフルトほか五都市占領、また二三年一月のルール占領に際してフランスとの共同軍事行動を控えている。例外的に、ドイツの賠償不履行に対する制裁として行われた二二年三月のデュイスブルクほか三都市占領には、賠償問題でドイツに強硬な立場をとることの多かったロイド・ジョージ首相の主導でイギリスも参加した²⁾。
- (8) W. M. Jordan, *Great Britain, France and the German Problem, 1918-1939* (London: Frank Cass, 1943), pp. 85-91; F. S. Northedge, *The Troubled Giant: Britain among the Great Powers, 1916-1939* (New York: Praeger, 1966), pp. 160-95.
- (9) Richard J. Shuster, *German Disarmament after World War I: The Diplomacy of International Arms Inspection, 1920-1931* (London: Routledge, 2006), pp. 39-55, 72-99.
- (10) 連合国の占領に関する対独宥和政策は一九二九年八月、「大戦の総決算 (final liquidation of the war)」と銘打たれたハーグ会議における連合軍のラインラント完全撤退の決定をもって完結する。二〇年代後半のヨーロッパ外交を特にフランスおよびドイツ外交の観点から論じた研究として、唐渡晃弘「ロカルノ外交 ヨーロッパの安全とフランスの政策(三)——「法学論叢」第二二五巻六号、第一二六巻一号(一九八九年)、牧野雅彦「ロカルノ条約 シュトレゼマンとヨーロッパの再建」(中公叢書、二〇二二年)。占領期間中にラインラントのイギリス当局が直面した行政上の諸問題については、David G. Williamson, *The British in Germany, 1918-1930: The Reluctant Occupiers* (New York: Berg, 1991), pp. 307-17.
- (11) Zara Steiner, *The Lights That Failed: European International History, 1919-1933* (Oxford: Oxford UP, 2005), pp. 417-18,

- 615-16; Sally Marks, *The Illusion of Peace: International Relations in Europe, 1918-1933*, 2nd ed. (Basingstoke: Palgrave, 2003), pp. 156-58; Jon Jacobson, *Locarno Diplomacy: Germany and the West, 1925-1929* (Princeton: Princeton UP, 1972), pp. 47-139; Robert Boyce, *The Great Interwar Crisis and the Collapse of Globalization* (Basingstoke: Palgrave, 2009), p. 137.
- (12) Elspeth O'Riordan, *Britain and the Ruhr Crisis* (Basingstoke: Palgrave, 2001); O'Riordan, "The British Zone of Occupation in the Rhineland," in *After the Versailles Treaty: Enforcement, Compliance, Contested Identities*, eds. Conan Fischer and Alan Sharp (London: Routledge, 2007), pp. 21-36.
- (13) Richard S. Grayson, *Austen Chamberlain and the Commitment to Europe: British Foreign Policy, 1924-29* (London: Frank Cass, 1997), pp. 139, 280-85; Patrick O. Cohrs, *The Unfinished Peace After World War I: America, Britain and the Stabilisation of Europe, 1919-1932* (Cambridge: Cambridge UP, 2006), pp. 259-70; B.J.C. McKercher, "Austen Chamberlain and the Continental Balance of Power: Strategy, Stability and the League of Nations, 1924-29," in *Power and Stability: British Foreign Policy, 1865-1965*, eds. Erik Goldstein and B.J.C. McKercher (London: Frank Cass, 2003), pp. 216-17.
- (14) B.J.C. McKercher, "Austen Chamberlain's Control of British Foreign Policy, 1924-1929," *International History Review* 6, no. 4 (1984), pp. 570-91.
- (15) David Dilks, "The British Foreign Office Between the Wars," in *Shadow and Substance in British Foreign Policy, 1895-1939: Memorial Essays Honouring C. J. Lowe*, eds. B.J.C. McKercher and D. J. Moss (Edmonton, Alberta: University of Alberta Press, 1984), pp. 187-89.
- (16) 「一九二〇年七月初頭の賠償問題をめぐって」 Marc Trachtenberg, *Reparation in World Politics: France and European Economic Diplomacy, 1916-1923* (New York: Columbia UP, 1980), pp. 213-89. 「ムーネ案」の経緯と賠償問題について Stephen A. Schuler, *The End of French Predominance in Europe: The Financial Crisis of 1924 and the Adoption of the Dawes Plan* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1976), pp. 171-382.
- (17) Shuster, *op.cit.*, pp. 55, 100; Alan Sharp, "Mission Accomplished? Britain and the Disarmament of Germany, 1918-1923," in *Arms and Disarmament in Diplomacy*, eds. Keith Hamilton and Edward Johnson (London: Vallentine, 2008), pp. 73-90.
- (18) Shuster, *op.cit.*, pp. 144-47.
- (19) Peter Jackson, *Beyond the Balance of Power: France and the Politics of National Security in the Era of the First World War*

- (Cambridge: Cambridge UP, 2013), pp. 431–68; Anthony Adamthwaite, *Grandeur and Misery: France's Bid for Power in Europe, 1914–1940* (London: Arnold, 1995), pp. 102–107.
- (20) War Office to Foreign Office, Dec. 1, 1924, [The National Archives, Kew] FO 371/9729/C18122/9/18.
- (21) General Staff, “Memorandum on the Present and Future Military Situation in Germany,” Jan. [?], 1925, [The National Archives, Kew] WO 32/5799; War Office to Foreign Office, Jan. 6, 1925, *ibid.*
- (22) War Office to Foreign Office, Nov. 29, 1924, FO 371/9833/C18018/4736/18; War Office to Foreign Office, Dec. [?], 1924, FO 371/9833/C19106/4736/18.
- (23) ニコルソンの日記によれば、他に西方局長サイラーズ (Gerald Villiers) と北方局の一等書記官オマリー (Owen O'Malley) も出席していた。Nicolson diary, Jan. 22, 1925 [Harold Nicolson Diaries, Balliol College Archives, Oxford, UK]. 一九二五年一月の外務省会議については以下を参照。Grayson, *op.cit.*, p. 38.
- (24) CP 106 (25), Nicolson, “British Policy Considered in Relation to the European Situation,” Feb. 20, 1925, [The National Archives, Kew] CAB 24/172. 内閣に提出されたこの覚書の表紙には、以下の内容が外相個人の見解のみならず、彼を補佐する外務省高官の総意でもある旨、チェンバレンの手で記載されている。
- (25) Minute by Lampson, Dec. 24, 1924, FO 371/9833/C19106/4736/18.
- (26) Minute by Crowe, Dec. 24, 1924, *ibid.*
- (27) Minutes of CID meeting, Dec. 16, 1924, CAB 2/4/CID192. Cf. Charles Petrie, *The Life and Letters of the Right Hon. Sir Austen Chamberlain*, vol. 2 (London: Cassell, 1940), p. 254.
- (28) 一九二四年二月末、駐英ドイツ大使シュターマー (Friedrich Stramer) がチェンバレン外相との会見で、ドイツの軍縮を望む連合国の政策はドーズ案以降の国際協調の気運に背くと詰め寄ると、チェンバレンは売り言葉に買い言葉という調子で、勝者が敗者に強圧的な態度をとったのはドイツの方が先であり、一八七〇年 (普仏戦争) がなければ一九一八年 (の休戦協定) はずいぶん異なるものになっていただろう、と述べた。Chamberlain to D'Abernon (Berlin), Dec. 20, 1924, FO 371/9834/C19172/4736/18. 同時期に駐英ドイツ参事官から長々と同じ趣旨の話をされたランブソン中欧局長は、ヴェルサイユ条約で定められた義務を果たしていない「違反国」はドイツであり現在の状況は自業自得である、連合国はあくまで既存の条約に従ったまでだと手厳しく答えた。Chamberlain to D'Abernon (Berlin), Dec. 31, 1924, FO 371/9834/

C19563/4736/18. 事の一部始終を読んだクロウ外務事務次官は、「ランブソン氏はよく言った」と一言書き添えている。
Minute by Crowe, Jan. 1, 1925, *ibid.*

(29) *DBFP* 1/26/608, "Memorandum of a conversation between Mr. Chamberlain and M. Herriot," Dec. 5, 1924.

(30) *Ibid.*

(31) *CC* 67 (24) 2, Dec. 17, 1924, CAB 23/49.

(32) D'Abernon (Berlin) to Chamberlain, Jan. 5, 1925, FO 371/10702/C219/2/18.

(33) War Office to Foreign Office, Feb. 18, 1925, FO 371/10708/C2407/21/18.

(34) Allied note to Germany, June 4, 1925, [Parliamentary Command Paper] Cmd. 2429.

(35) ロカルノ条約の原文は「C. A. Macartney et al., *Survey of International Affairs, 1925* (Oxford: Oxford UP, 1928), pp. 439-52. 以下も参照。植田隆子『地域的安全保障の史的研究 国際連盟時代における地域的安全保障制度の発達』(山川出版社、一九八九年)、六一―六五頁。同条約成立に至る過程をイギリス外交の観点から分析した主要研究として、Erik Goldstein, "The Evolution of British Diplomatic Strategy for the Locarno Pact, 1924-1925," in *Diplomacy and World Power: Studies in British Foreign Policy, 1890-1950*, eds. Michael Dockrill and Brian McKercher (Cambridge: Cambridge UP, 1996), pp. 115-35; 大久保明「ロカルノ条約の起源とイギリス外交、一九二四―一九二五年」『法学政治学論究』第一〇三号(二〇一四年)、一三五―一六四頁。同様の過程をフランス外交の観点から分析した研究は、Peter Jackson, "French Security and a British 'Continental Commitment' after the First World War: A Reassessment," *English Historical Review* 126, no. 519 (2011), pp. 345-85; 濱口學「ロカルノ体制成立の端緒 第一次エリオ内閣とラインラント安全保障問題」『國學院大學紀要』第一八巻(一九八〇年)、九二―一三五頁。

(36) 国際関係における「和解」とは、田中孝彦の定義に従うなら、国家間の利害やイデオロギーにまつわる相違を非暴力的手段によって調整する何らかのメカニズムが存在する状態である。田中孝彦「国際政治の秩序転換とヨーロッパ——衝突・和解・寛容——」田中孝彦・青木人志編『「戦争」のあとに ヨーロッパの和解と寛容』(勁草書房、二〇〇八年)、五一―九頁。軍拡や同盟形成により友敵の区別を鮮明にするのでなく、潜在敵を安全保障体制内に取り込んだロカルノ条約は、上述の意味で西欧における和解への重要な歩みであったと考えられる。

(37) 但し、いわゆるポーランド回廊や上部シレジアを回復したいドイツは、西欧の現状維持については無条件でコミットする

かわりに東欧の現状維持には応じず、通常の外交交渉や仲裁裁判といった平和的手段による国境変更の可能性を残すことに成功した。この点とともに、こうしたドイツの思惑をイギリスとフランスが最終的に認めた点に留意すべきであろう。

- (38) Cf. Steiner, *op.cit.*, pp. 615-17; Cohrs, *op.cit.*, pp. 259-70; Erik Goldstein, *The First World War Peace Settlements, 1919-1925* (London: Pearson, 2002), pp. 87-90, 94. ^{だが}ロカルノ条約は、ある地域に利害を有する国家すべてを包摂する集団安全保障型の協定であったから、複数の締約国（たとえばイギリスとフランス）が同じ体制内の第三国（たとえばドイツ）との戦闘を見越して幕僚協議に入るのは、同条約の原理に反する行動であった。また締約国の「明白な」侵犯を自動的に判定するメカニズムは存在せず、イギリスが大陸への軍事介入に踏み切るかどうかは、その時のイギリス政府の判断次第であった。要するに、ヨーロッパ中心部で膨張する国家を抑え込み、勢力均衡を回復するという軍事的機能よりも、西欧の現状と平和的変更に関する主要大国のコンセンサスを明文化し、ヨーロッパに国際協調への足がかりを用意したという外交的效果こそ、ロカルノ条約の本質であったといえる。イギリスがロカルノ条約の侵犯に対応する軍事力を用意していなかったことへの批判については、Jon Jacobson, "Locarno, Britain and the Security of Europe," in *Locarno Revisited: European Diplomacy, 1920-1929*, ed. Gwynor Johnson (London: Routledge, 2004), pp. 18-21; George A. Grün, "Locarno: Idea and Reality," *International Affairs* 31, no. 4 (1955), pp. 484-85; Arnold Wolfers, *Britain and France between Two Wars: Conflicting Strategies of Peace from Versailles to World War II* (New York: Norton, 1966), p. 259.
- (39) Chamberlain to Grahame, Aug. 12, 1925, [Austin Chamberlain Papers, University of Birmingham Library, Birmingham, UK] AC 50/122.
- (40) Headlam-Morley, "Memorandum on the History of British Policy and the Geneva Protocol," Feb. 12, 1925, FO 371/11064/W1252/9/98; minute by Chamberlain, Feb. 21, 1925, *ibid.*
- (41) Chamberlain to D'Abernon, May 15, 1925, AC 50/71.
- (42) Chamberlain to Crewe (Paris), Nov. 3, 1925, FO 371/10710/C14018/21/18.
- (43) Memo by Central Dep., Jan. 10, 1926, FO 371/11247/C797/1/18; "Memorandum on the Foreign Policy of His Majesty's Government," Apr. 10, 1926, FO 371/11848/W3260/1/50.
- (44) Lampson to Crewe (Paris), Oct. 28, 1925, FO 371/10710/C13996/21/18.
- (45) CP 116 (25), memo by Worthington-Evans, Feb. 26, 1925, CAB 24/172.

- (46) Minutes of CID meeting, Feb. 19, 1925, CAB 2/4/CID196.
- (47) Minutes of CID meeting, July 1, 1925, CAB 2/4/CID201.
- (48) Cf. Brian Bond, *British Military Policy Between the Two World Wars* (Oxford: Clarendon, 1980), pp. 72-97.
- (49) Chamberlain to Crewe (Paris), Nov. 3, 1925, FO 371/10710/C14018/21/18; Crewe (Paris) to Chamberlain, Nov. 4, 1925, FO 371/10704/C14076/2/18. 時を同じくして、ランプトン中欧局長はもう一つの占領国ベルギーにケルン撤退への同意を求め、ベルギー外相ヴァンデルヴェルデ (Émile Vandervelde) は同問題に関し英仏の意向に従うことを通知した。Memo by Lampson, Nov. 3, 1925, FO 371/10710/C14087/21/18; *DBFP* 1A/1/60, n. 3, Grahame (Brussels) to Chamberlain, Nov. 6, 1925.
- (50) Crewe (Paris) to Chamberlain, Nov. 5, 1925, FO 371/10710/C14125/21/18
- (51) Chamberlain to Crewe (Paris), Nov. 5, 1925, *ibid*.
- (52) *DBFP* 1A/1/70, Crewe (Paris) to Chamberlain, Nov. 6, 1925.
- (53) Allied note to Germany, Nov. 14, 1925, Cmd. 2527.
- (54) 一九二五年一〇月のロカルノ会談の折、ドイツのルター (Hans Luther) 首相およびシュトレーゼマン外相はチェンバレンとブリアンに対し、ドイツ議会によるロカルノ条約の批准を容易にするため、占領軍の大幅削減を要求していた。英仏両外相はヴェルサイユ条約の規定を侵すような取引には応じられないとしながらも、討議中の安保協定が無事に成立した時点には、占領問題についてそれなりの結果が伴うであろうと示唆していた。*DBFP* 1/27, Appendix "Proceedings of the Conference of Locarno and Records of Conversations connected therewith October 5-16, 1925," pp. 1137-43, 1159-70.
- (55) "The Occupation of the Rhineland: German Hopes of Allies' Withdrawal," *Times*, June 28, 1926, p. 13.
- (56) たとえば一月一日、ケルンを訪れたブロイセン州内相グルツェンシンスキ (Albert Grzesinski) は、連合国の占領が平和国家ドイツにおける対立の火種となっており容認できなると発言した。*"Prussian Minister in the Rhineland," Times*, Jan. 12, 1927, p. 11. 一六日には国家人民党総裁ウェスタルプ (Kuno von Westarp) が、外国に力づくで奪われた領土の回復こそが党の使命であると訴えた。*"German Cabinet Surprise," Ibid*, Jan. 18, 1927, p. 14. Cf. "France & German Nationalists," *Manchester Guardian*, Jan. 22, 1927, p. 15. 一九二六年十二月から翌年一月末にかけての第四次マルクス内閣発足に至る政局については Robert P. Grathwol, *Strassenmann and the DNVP: Reconciliation or Revenge in German Foreign Policy, 1924-1928*

- (Lawrence, KS: Regents, 1980), pp. 188–91.
- (57) Edward David Keeton, *Briand's Locarno Policy: French Economics, Politics and Diplomacy, 1925–1929* (New York: Garland, 1987), pp. 220–24.
- (58) Vincent J. Pitts, *France and the German Problem: Politics and Economics in the Locarno Period, 1924–1929* (New York: Garland, 1987), pp. 161–68.
- (59) Minute by Lampson, July 23, 1926, FO 371/11308/C8060/778/18. 一九二五年八月、ランプソンはダバノン駐独大使に宛てて、ライン川流域の国境線が蹂躪された場合、イギリスがこれを侵略行為と認め、現状維持に力を貸す必要性について確認している。イギリスの安全には英仏海峡の防衛が不可欠であり、後のロカルノ条約に規定されるコミットメントがこの目的は十分達成される、ランプソンは考えていた。Lampson to D'Abernon, Aug. 7, 1925, [D'Abernon Papers, British Library, London] BL Add MS 48926B, ff. 62–64.
- (60) Minute by Chamberlain, July 25, 1926, FO 371/11308/C8060/778/18.
- (61) Chamberlain to Crewe (Paris), Aug. 16, 1926, *ibid.*
- (62) Addison (Berlin) to Chamberlain, June 25, 1927, FO 371/12152/C5576/5294/18.
- (63) 一九二〇年代の労働党の対外政策における「敗戦国ドイツに不当な抑圧を強いるヴェルサイユ条約の修正は世界規模の軍縮や国際連盟の機能強化と並ぶ基本的原則の一つであった」Henry R. Winkler, *British Labour Seeks a Foreign Policy, 1900–1940* (New Brunswick: Transaction, 2005), pp. 40–50. William Rayburn Tucker, *The Attitude of the British Labour Party towards European and Collective Security Problems, 1920–1939* (Geneva: University of Geneva, 1950), pp. 54–69, 116–19. 二八年、労働党が総選挙に際して作成したパンフレットにも「連合軍の「ラインラントからの即時かつ無条件撤退」が公約として明記されている」Labour Party, *Labour and the Nation* (London: Transport, 1928), pp. 48, 57.
- (64) Statement by Ponsonby, July 11, 1927, *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., vol. 208, cols. 1761–1890. 以下参照。
Question by Harris, July 6, 1927, *Ibid.*, cols. 1242–43.
- (65) Minute by Chamberlain, July 3, 1927, FO 371/12152/C5576/5294/18.
- (66) *DBFP* 1A/3/255, minutes by Sargent and Tyrrell, July 5, 1927.
- (67) Memo by Sargent, July 15, 1927, FO 371/12148/C6248/2050/18.

- (68) Crewe (Paris) to Chamberlain, July 27, 1927, FO 371/12148/C6402/2050/18.
- (69) Crewe (Paris) to Chamberlain, Aug. 10, 1927, FO 371/12149/C6776/2050/18.
- (70) Foreign Office to Treasury and War Office, Aug. 15, 1927, *ibid.*
- (71) CP 224 (27), memo by War Office, Aug. 22, 1927, CAB 24/188.
- (72) War Office to Foreign Office, Aug. 26, 1926, FO 371/11299/C9472/446/18. ちなみに一九二六年七月一日の時点で占領軍は総勢七万五九五九人、その内フランスは五万九六一三人、イギリスは八一一人、ベルギーは八二二人であった。Memo by War Office, Aug. 17, 1926, WO 106/461.
- (73) あるいは陸軍省がラインラントからのイギリス兵撤退に消極的だったのは、名譽とは別の理由があったのかもしれない。一つ考えられるのは財政上の懸念である。ヴェルサイユ条約第二四九条にある通り、連合国による占領の費用は兵士の給与から宿舎、装備に至るまで、全てドイツ政府が負担することになっていた。一九二六年八月、ワーシントン・エヴァンズ陸相はチェンバレン外相への私信の中で、占領軍削減が容易でない理由として、本国に帰還させるよりラインラントに兵士を駐留させておく方が安上がりであることを挙げている。Worthington-Evans to Chamberlain, Aug. 24, 1926, AC 53/579. これは陸相個人の見解とされているが、「一〇年ルール」の下で陸軍予算が毎年大幅に削減されていた当時の状況を考えると、陸軍省の本音が吐露されているようにも思われる。
- (74) CC 49 (27) 4, Aug. 25, 1927, CAB 23/55.
- (75) Chamberlain to Crewe (Paris) and Grahame (Brussels), Aug. 25, 1927, FO 371/12149/C7073/2050/18.
- (76) Crewe (Paris) to Chamberlain, Aug. 26, 1927, FO 371/12149/C7127/2050/18.
- (77) Grahame (Brussels) to Chamberlain, Aug. 26, 1927, FO 371/12149/C7120/2050/18.
- (78) Selby (Geneva) to Sargent, Sep. 5, 1927, FO 371/12149/C7483/2050/18.
- (79) Ryan (Coblentz) to Chamberlain, Nov. 16, 1927, FO 371/12150/C9283/2050/18; *ibid.*, Nov. 26, 1927, FO 371/12150/C9657/2050/18; Waley to Sargent, Dec. 12, 1927, FO 371/12150/C10141/2050/18.

〔付記〕本研究は、科学研究費補助金（特別研究員奨励費）課題番号 16J01838）の助成を受けた研究成果の一部である。

藤山 一樹（ふじやま かずき）

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴

日本学術振興会特別研究員（DC2）

所属学会

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域

日本国際政治学会

主要著作

イギリス外交史、国際政治学

「ヴェルサイユ条約対独軍縮をめぐるイギリス外交史、一九二四—一九二七年」『法学政治学論究』第一〇四号（二〇一五年）